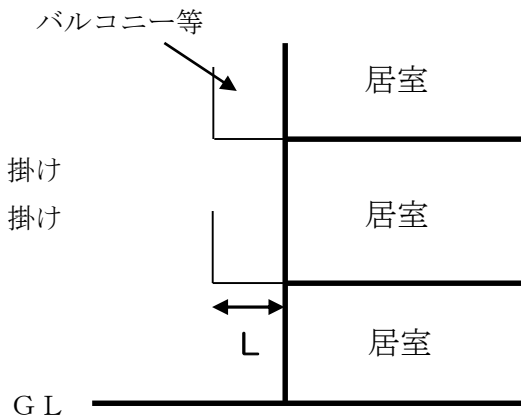


単体規定	居室の採光及び換気
	法第28条第1項

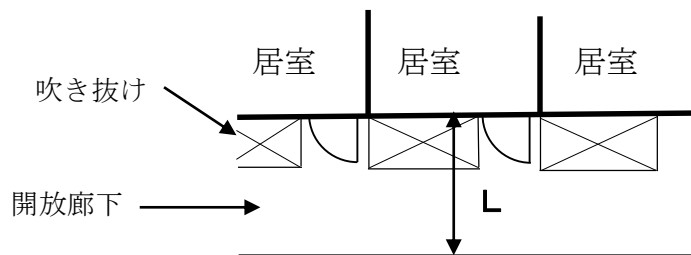
居室の採光-1

採光を取る窓の外壁上部に外廊下、庇、バルコニー、ピロティ等支障となる部分 (L) が 2m を超える場合の取扱い

- ・ 2m 以下は全て有効
- ・ 2m を超え、3m 以下は有効採光面積×0.7 掛け
- ・ 3m を超え、4m 以下は有効採光面積×0.5 掛け
- ・ 4m を超える場合は採光不可



- ・ 吹き抜け+外廊下の場合 2m を超え、4m 以下は 0.7 掛け



- ・ 車庫越し採光は不可とする。

技術的助言等	
参考資料等	